

S・Yワークスの研修に利用できる**助成金**

人材開発支援助成金

特定訓練コース／認定実習併用職業訓練



詳しくはコチラ！

1. 対象となる事業主

- ① 過去3年以内に助成金の不正受給がある場合は、助成金の対象外です。
- ② 事前申請書類の提出日（研修開始の2ヵ月前）の前日から起算して6か月前の日から支給申請書の提出日までの間に、会社都合の退職者がいる場合は助成金の対象外です。
- ③ 助成金の水増し、架空、虚偽申請は減額対象となります。
- ④ 受講者に対する雇用契約書類（就業規則、雇用契約書等）の未整備があると助成金が支給されない場合があります。
- ⑤ 受講者への雇用保険、社会保険の未納や滞納があると助成金の対象外です。
（未納や滞納分を支払った後は受給の対象となります）
- ⑥ 受講者への残業代等の未払いがあると助成金の対象外です。
（未払い残業代等を支払った後は受給の対象となります）

2. 対象となる労働者

- ① 新たに雇い入れた者
（2022年4月入社・申請事業主の構成事業主における被保険者）

3. 助成金手続きの流れ

↓ 研修前までに2つの申請を必ず完了させる ↓

実践型
人材養成
システム
実施計画
の提出

訓練実施
計画の
提出

研修実施
(SY研修)

支給申請

※研修開始から起算して
2か月前までに申請。

※研修開始から起算して
1か月前までに申請。

※研修終了後
2ヶ月以内に申請。

〆切 2022年1月31日

〆切 2022年2月28日

2022年4月～9月

〆切 2022年10月15日

4. 企業規模に関する助成率の違い

- ①小売業（飲食店を含む）：資本金5,000万円以下もしくは、雇用保険加入労働者50人以下
- ②サービス業：資本金5,000万円以下もしくは、雇用保険加入労働者100人以下
- ③卸売業：資本金1億円以下もしくは、雇用保険加入労働者100人以下
- ④その他：資本金3億円以下もしくは、雇用保険加入労働者300人以下

※上記に当てはまらない企業様は大企業扱いになります。

5. 助成額・助成率（ ）内は中小企業以外の助成額・助成率

- ①賃金助成（1人1時間当たり）
760円（380円）
- ②経費助成
45%（30%）
- ③OJT実施助成（1人1時間当たり）
665円（380円）

6. シュミレーション

① 大企業の場合

新入社員4名想定

一人当たりの研修費

330,000円(税込)

4名合計

新入社員研修参加費

330,000円(税込) / 1名 × 4名 = 1,320,000円

参加費

1,320,000円(税込)

新入社員研修参加費

計1,320,000円

30%補助

396,000円

OFF-JT

1日8h研修 × 11日間
(380円 × 88h × 4名 = 133,760円)

(380円 × 時間数)
補助

133,700円

OJT

1日8h研修 × 44日間
(380円 × 352h × 4名 = 535,040円)

(380円 × 時間数)
補助

535,000円

補助金

1,064,700円

(一人当たり最大266,175円)

−

参加費

1,320,000円

=

研修費
実質負担金額

255,300円

(一人当たり約64,000円負担)

② 中小企業の場合

新入社員4名想定

一人当たりの研修費

330,000円(税込)

4名合計

新入社員研修参加費

330,000円(税込) / 1名 × 4名 = 1,320,000円

参加費

1,320,000円(税込)

新入社員研修参加費

計1,320,000円

45% 補助

594,000円

OFF-JT

1日8h研修 × 11日間
(760円 × 88h × 4名 = 267,520円)

(760円 × 時間数)
補助

267,500円

OJT

1日8h研修 × 44日間
(665円 × 352h × 4名 = 936,320円)

(665円 × 時間数)
補助

936,300円

補助金

1,797,800円

(一人当たり最大449,450円)

−

参加費

1,320,000円

=

研修費
実質負担金額

0円

余剰金

477,800円

(一人当たり最大119,450円)

人財化セミナー参加費・
伊勢研修費・交通費・
宿泊費に充当可能

7. 申請に関するお問い合わせ

新入社員研修プログラムのみ助成金の活用ができます。(人財化セミナー／伊勢研修は活用できません)

大企業に分類される場合は、一人あたり**最大266,000円**の支給。

中小企業の場合は、一人あたり**最大449,000円**の支給となります。

助成金申請に関わる一切の業務は、弊社でサポート出来かねます。

申請には相当量の作業が発生する場合がございますので、必要に応じて申請代行を行うことができる

社会保険労務士に依頼されることを推奨します。

また、助成金が不支給になった場合も返金はありません。助成金について詳しく知りたい方は、

弊社島田宛にご連絡をいただけますと幸いです。

研修期間中に受講者が退職した場合、
もしくは研修への参加が出来なくなった場合、
返金は出来かねます。

■ 株式会社 S・Yワークス ■

【担当者】 社長室 主任

島田 真希

【連絡先】

〒980-0811

宮城県仙台市青葉区一番町1-2-25 仙台Nビル8F

株式会社 S・Yワークス

電話：022-722-2007 mail：shimada@syw.jp

